

企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置（平成27年度税制改正案（注））

公的年金を補完する老後の所得確保の仕組みである企業年金制度等について、働き方やライフコースが多様化している中で、生涯を通じて老後に自ら備える仕組みを整備する等の観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、以下の措置を講ずる。

1 個人型確定拠出年金（個人型DC）の加入可能範囲の拡大

→ 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

（個人型DCの加入可能範囲の拡大）

国民年金被保険者別		拡大前	拡大後
第1号被保険者（自営業主等）		○	○
第2号被保険者 （被用者）	企業年金なし	○	○
	企業年金あり	×	○
	公務員	×	○
第3号被保険者（被用者の配偶者）		×	○

2 企業年金等のポータビリティの拡充

→ 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、以下のポータビリティ（年金資産の持ち運びを可能とすること）を拡充。

- ・ 確定拠出年金（DC） ⇔ 確定給付企業年金（DB）
- ・ DB・DC ⇔ 中小企業退職金共済（事業再編による合併等を行った場合に限る。）

3 確定拠出年金（DC）の拠出限度額の年単位化

→ 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

4 個人型確定拠出年金（個人型DC）への小規模事業主掛金納付制度の創設

→ 企業年金の実施が困難な小規模事業主（従業員100人以下）について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

（注）現在、関連法案（確定拠出年金法等一部改正法案）が国会審議中。

3. 前回までに出された主な意見

前回までに出された主な意見① (個人所得課税に関連する意見)

基本的視点

- 現在の所得課税は複雑な制度になっており、今後の制度設計に当たっては簡素という視点が重要。
- 若い世代に光を当て、女性の社会進出に対して中立的な制度を構築すべきではないか。
- 限られた財源の中で負担と給付のバランスをどのようにとっていくのか、子育て支援をどのように社会で担っていくのかということを議論する必要。
- 出産・子育てを支援するのであれば、ダイレクトに効果のある手当をすべき。また、労働参加率を高める取組みや教育・職業訓練を支援する取組みも必要。
- 社会保障給付に係る費用をどう負担していくかという観点から、税と社会保険料は一体として考えるべき。税制調査会だけで社会保障について議論することは困難であるが、社会保障給付の基準として用いる「所得」の考え方や、社会保険料負担のあり方について議論を提起していくことが重要。
- 社会保障の給付と負担にどう課税するかは、急速な高齢化や社会保障を巡る世代間の公平といった観点から考えるべきではないか。

再分配機能のあり方

- 再分配機能を高める意義をきちんと説明し、経済成長への攻めの姿勢のようなものを示していくことが大事。再分配機能を高めるということは、①誰もがリスクをかかえる中で、社会全体のセーフティネット機能を高める、②社会保障制度の持続可能性を高める、③経済成長への社会基盤としてのヒューマンキャピタルに寄与するといった意義があるのではないか。
- たまたま良いときに生まれた人は、たまたま悪いときに生まれた人とリスク分散すべきで、若年・壮年層への再分配の強化が必要。たまたま裕福な家に生まれた人はたまたま生活が大変なところに生まれた人とリスク分散すべきで、世代内の再分配も重要。
- 現在の再分配政策は、貧困リスクの高まりに十分対応出来ていない。若い人も高齢者も、「困っている人」を「困っていない人」が助けるという誰もが納得出来る仕組みに変えていく必要。

前回までに出された主な意見② (個人所得課税に関連する意見)

再分配機能のあり方 (承前)

- 所得税の再分配機能を強化する必要がある、子育て世帯やこれまで光の当たっていなかった若年層・低所得層を重点的に支援する必要がある、という方向感はある共有できているのではないか。
- 再分配政策における所得税の役割としては、貧困や格差の再生産を防止するために機会の平等を確保するという方向で考えるべき。
- 個人所得課税と社会保険料の負担を一体で捉え、逆進的な状況をどのように改善していくかという視点が重要。

多様な税負担調整のあり方

- 税率構造に関しては、人がグローバルに動く時代になってきたという視点や働く意欲にも影響を与えるという視点が重要。高所得者の限界税率が国際的に高いこともあり、最高税率に着目した見直しよりも所得控除の見直しを検討すべき。
- 法人税率の引下げによって個人所得課税の最高税率が法人税率を大きく上回る状況となっており、法人を使った税負担軽減という問題がある中、勤労性所得の税率についてはある程度の制約がある。
- 諸外国においては、税額控除、ゼロ税率、消失控除等、様々な手法が存在しており、こうした例も参考にしながら、日本の現状に合わせてどういった手法が良いか考えていくべき。
- 所得再分配機能の強化に当たっては、所得控除よりも税額控除の方が低所得者に対する税負担の軽減効果が大きいため、所得控除を減らして税額控除にしていくことが効果的。さらにその中で、若者に光を当てるといった要素をどのように加味していくのが課題。
- 所得再分配機能の強化に当たり、所得控除を維持・拡大していくのであれば、控除の額を逡減・消失させるという仕組みを取り入れるべきではないか。
- 税額控除とゼロ税率は類似した効果を有するが、税額控除は何らかの適用要件を必要とするのに対し、ゼロ税率は特段の適用要件が不要という違いがあり、所得控除を見直していく際にはこうした点を考慮すべきではないか。

前回までに出された主な意見③ (個人所得課税に関連する意見)

多様な税負担調整のあり方 (承前)

- 諸控除のあり方の見直しに当たっては、実務面での負担という視点にも配慮すべきではないか。
- 生活保護の基準額との関係で個人住民税の非課税限度額がまず定まり、所得が高くなっていくと、個人住民税の均等割、次いで所得割、さらに累進課税である所得税が課されるという考え方の下、課税最低限が決まるというのが基本ではないか。所得税は個人住民税より少し高い所得から課税することで、低所得者に対する配慮がより可能になるのではないか。
- 税と社会保険料の負担だけでなく様々な給付も全部含めたトータルの負担がどう変化するのか、という点が働く人のインセンティブに影響するため、現金給付と課税の間には一定の連携を維持することが重要。
- 給付と課税を連携させるには、課税最低限以下の方々の所得の捕捉が必要。税務執行上コストがかかるというのは理解出来るが、それを優先してしまうと目的を果たせなくなる。
- 逆進的な性格のある消費税率の引上げが予定される中、再配分を考える上では、給付付き税額控除のような議論も重要。

人的控除の役割

- 困っている人か、困っていない人かを所得概念を使って線引きする上で、今ある所得の定義、つまり、控除を引いた後の所得という定義自体を見直す必要がある。ただし、同じ所得を持っていても、家族構成などは違うので、何らかの属人性を反映させたラインが必要。
- 諸外国にも所得の種類ごとに特別の概算控除を設けている例はあるが、その水準は低いことを確認しておく必要があるのではないか。
- 所得の種類ごとの控除によって税負担を調整することは適切ではなく、様々な種類の所得の額を合算した額に応じて負担調整を行う方が良いのではないか。
- 人的控除の役割を高める中でも、特に、子育て世帯、若年層、本当に困っている高齢者に振り向けていくべきではないか。

前回までに出された主な意見④ (個人所得課税に関連する意見)

人的控除の役割 (承前)

- 働き方の多様化を踏まえた水平的な公平の確保という観点から、勤労所得間で平等な思い切った課税最低限の引上げが必要。
- 経費の概算控除は出来るだけ実態に合わせて小さくした上で、担税力に配慮する控除は配慮すべき対象を厳選して設けるとするのが基本的考え方ではないか。
- 所得控除はゼロベースで見直し、対象を年齢や世帯属性で区切るのではなく、困っている人を困っていない人が助けるという観点から、基礎控除に集約することを基本としてはどうか。
- 自営業者であるにもかかわらず実質的には従属的な就労形態となっているケースもあり、事業所得と給与所得の境目がはっきりしなくなっている中、こうした方々に対する所得税制はどうあるべきか考えていく必要があるのではないか。

老後に向けた自助努力

- 高齢化に伴い、資産形成や長生きのリスクにどう応えていくかは重要な課題。勤労世代の老後に向けた資産形成を阻害している要因はないか、資産形成に係る自助努力を促すために税として何が出来るかといった点を検討すべき。

金融所得課税の一体化

- 金融所得課税については一体化が進んできているが、さらに進めることを考えていくべきではないか。
- 資産性所得に対する課税については、経済成長や資本蓄積と関係する一方、相対的に高所得者が資産性所得を得ているといった面も踏まえつつ税率を考えていく必要。

4. 前回の補足説明

障害者控除等（所得控除）の税額控除への変更の考え方

（出典：大蔵省主税局調査課 雪岡重喜「所得税・法人税制度史草稿」昭和30年3月）

24 昭和26年度補正予算に伴う税制改正

（Ⅱ）所得税法の臨時特例

（3）不具者控除等の税額控除への変更

不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除は、昭和26年4月の改正で新設され、これらの者の所得からそれぞれ15,000円を控除することとされていた。元来老年者、寡婦等に対する税法上の特別考慮は、基礎控除及び扶養控除とはその性質を異にしている。すなわち基礎控除及び扶養控除は、所得のうち最低生活費と認められる部分はいわゆる「不可侵の所得」であるから、これを非課税とすべきであるとの要請に立脚しているものであつて、理論上も当然所得控除であるべきである。これに対して、老年者、寡婦及び勤労学生に対する税法上の特別措置は、これらの者が所得稼得上及び社会的立場上等において普通一般人に比しいわば弱者の地位にある者であり、たとえその所得が普通一般人と同等であつたとしても、これに普通一般人と同等の税負担をせしめることは適当でないという考えに基いている。従つて、いわば一種の国家補助のごとき性格を有し、所得の大小にかかわらず同額とすべきものであり、所得控除よりむしろ税額控除の方が、その趣旨をより明かならしめるものであると認められた。それとともに、扶養控除の金額を扶養親族の数により異にすることとなつたため、税額表による税額を求めるに当り、もし老年者控除等を所得控除とするときは税額表がきわめて複雑となり、実務上の不便が多大となることを考慮してすべて4,000円の税額控除に改められた。

なお、控除額を4,000円としたのは、昭和26年分の予定申告による老年者等の数を基礎とし、1人当りの同年分予想所得金額から基礎控除及び扶養控除をした後の所得に対し、15,000円を上積み部分として算出した税額（臨時特例法に基くもの）が約4,100円となることに基くものであつた。

長期税制のあり方についての中間報告（抄）

昭和41年12月
政府税制調査会

第二 長期税制の方向

2 家計と企業に対する長期税制

(2) 家計と企業に対する直接税制

イ 家計

(イ) 所得税

a 課税最低限のあり方

(b) 人的控除の仕組み

② 障害者控除、寡婦控除等の税額控除は、本来人的控除を補つて追加的な費用等をしん酌するものであるが、これが税額控除の形になっていることは、しん酌の程度を理解できにくいことのほか、一定限度以上の所得者になるとしん酌の程度が減少し、折角の追加的費用の意味が薄れるという面もあるし、また税制の簡素化の要請にこたえる意味からも、この際所得控除方式へ統一することが望ましい。なお制度の切換えに際し、障害者、寡婦に対してはその所得の稼得能力の弱さからみて控除額を見直す必要があるだろう。